

手配旅行取引条件説明書面

(旅行業法第12条の4による旅行条件説明書面)

(旅行業法第12条の5による契約書面)



当社が、お客さまのご希望により旅行の手配をお引き受けする場合、この取引条件説明書面に記載された条件によりお引き受けいたします。
また、この取引条件説明書に記載の無い事項については、当社旅行業約款(手配旅行契約の部)によります。

1. 手配旅行契約

「手配旅行契約」(以下単に「契約」といいます。)とは、当社がお客さまの依頼により、お客さまのために代理、媒介又は取次をすることにより、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行サービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるよう、手配をすることを引き受ける契約をいいます。

2. 契約の申込み

(1) 契約を申し込もうとするお客さまは、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに当社に提出していただきます。

(2) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。

(3) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

(4) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(5) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

(6) a. 身体に障がいをお持ちの方、b. 健康を害している方、c. 妊娠中の方、d. 助産犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内これに応じます。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用はお客さまの負担とします。

3. 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、契約の締結に応じないことがあります。

(1) 当社の業務上の都合があるとき。

(2) お客さまが次の①から④のいずれかに該当したとき。

①お客さまが他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるものがあるとき。

②お客さまが暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。

③お客さまが当社に対する暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。

④お客さまが風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信頼を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。

⑤通信契約を締結する場合にお客さまが有するクレジットカードが無効かお客さまが旅行代金に係る債務を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

4. 契約の成立時期

(1) 契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。

(2) 当社は、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は、当該特約書面を交付した時に成立します。

(3) 申込金は、旅行代金、取消料、その他のお客さまが当社に支払う金銭の一部に充当します。

(4) 通信契約は、(1)の規定にかかると、当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客さまに到達した時に成立するものとします。

5. 契約書面の交付

(1) 当社は、契約の成立後速やかに、お客さまに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。

(2) 契約書面を交付した場合において、当社が旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

6. 確定書面

(1) 契約書面において、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を記載した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日)以降に契約の申込みがなされた場合にあっては、旅行開始日)までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した確定書面を交付します。

(2) 前項の場合において、手配状況の確認を希望するお客さまから問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。

(3) 確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

7. 旅行代金の支払時期と旅行代金の変更

(1) 旅行代金の額は、旅行代金見積書に記載します。旅行代金は旅行出発までの当社が定める期日までにお支払いください。

(2) 利用する運送機関の運賃・料金が旅行代金見積書に記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定された時は、その差額だけ旅行

代金を増額又は減額することがあります。当社は、旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日前に当たる日より前に通知するものとし、この場合お客さまは、旅行開始日前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。

(3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することができます。

8. 契約内容の変更

(1) お客さまから契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客さまの求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することができます。

(2) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客さまにあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他のを変更することができます。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

9. 旅行契約の解除

(1) お客さまは、次の料金をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。

①お客様が既にその提供を受けた旅行サービスの対価、または未だ提供を受けていない旅行サービスにかかる取消料、違約金その他の旅行サービス提供機関に対して既に支払い、またはこれから支払う費用。

②別紙旅行取消手続料金

③当社が得るはずであった別紙の旅行業務取扱料金。

(2) お客さまは、次に掲げる場合において、旅行開始前に取消料、旅行取扱手数料を支払うことなく契約を解除することができます。

②旅行代金が増額されたとき(お客さまから契約内容の変更の求めがあつた場合を除きます。)

③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

④当社がお客さまに対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。

⑤当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

(3) お客さまは、旅行開始後において、当該お客さまの責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったときは又は当社がその旨を告げたときは、(1)の規定にかかるわらず、企画料金又は取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客さまに払い戻します。

(4) 当社は、次に掲げる場合において、お客さまに理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。

イ. お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。

ロ. お客さまが契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

ハ. スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって、契約の締結の際に明示した条件が成就しないおそれが極めて大きいとき。

二. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

ホ. お客さまが第3項(3)①から④のいずれかに該当することが判明したとき。

(5) 当社は、次に掲げる場合において、お客さまに理由を説明して、旅行開始後に旅行契約を解除することができます。

イ. お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと当社が認めるとき。

ロ. お客さまが旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

ハ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

二. お客さまが第3項(3)②から④のいずれかに該当することが判明したとき。

(6) 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額から旅行サービスに対して、取消料、違約料、その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならぬ費用に係る金額(当社の責めに帰すべき事由によるものでないときには、(1)を差し引いたものをお客さまに払い戻します。)

10. 当社の責任

(1) 当社は当社または手配代行者が故意又は過失によりお客さまに損害を与えた場合は損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対しお申出があったときに限ります。

(2) お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

(3) 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

11. お客さまの責任

(1) お客さまの故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客さまは損害を賠償しなければなりません。

(2) お客さまは、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他契約の内容について理解するように努めなければなりません。

(3) お客さまは、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

12. 弁済業務保証金

(1) 当社は、一般社団法人全国旅行業協会(東京都港区赤坂四丁目2番19号赤坂シャスターストビル)の保証社員になっております。

(2) 当社と募集型企画旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、前項の一般社団法人全国旅行業協会が供託している弁済業務保証金から1,100万円に達するまで弁済を受けることができます。

(3) 当社は、旅行業法第四十九条第一項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会に弁済業務保証金分担金を納付しておりますので、同法第七条第一項に基づく営業保証金は供託しておりません。

13. お買い物案内について

お客さまの便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。

当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客さまご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客さまご自身の責任で行ってください。

14. 事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに確定書面でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

14. 個人情報の取り扱いについて

(1) 当社は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

(2) 当社および当社のグループ企業ならびに当社と提携する企業が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。

(3) 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社のホームページをご確認ください。

<http://www.kamenoibus.com>

15. 約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は、当社の旅行業約款(手配旅行契約の部)に定めるところによります。

(以 上)

お取扱い

亀の井バス旅行センター



大分県知事登録旅行業第2-151
(社)全国旅行業協会正会員

亀の井バス株式会社

営業本部 販売課 旅行センター

大分県別府市大字鶴見3825-1 〒874-0833

TEL0977-75-6075 FAX0977-22-4181

総合旅行業務取扱管理者 山ノ内 敏

URL <http://www.kamenoibus.com>

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う店での取引の責任者です。このご旅行の契約、内容に関し担当者からの説明等にご不明な点がございましたら、最終的には上記取扱管理者がご説明いたします。